

# 「世界遺産・二条城ウエディング」企画運營業務仕様書

## 1 趣旨

「世界遺産・二条城ウエディング」の企画運營業務を委託するに当たり、事業の実施に係る基本的な事項を定める。

## 2 事業の概要

日本全国及び海外から、世界遺産・二条城で婚礼挙式を希望する人を広く募集し、二条城ならではの京都らしい結婚式を執り行う。和の伝統文化の素晴らしさや歴史と伝統の中に新しさを感じることができる結婚式をコンセプトとし、二条城の歴史的価値・魅力を広く発信するとともに、世界遺産及び文化財の大切さをアピールすることにより、さらなる集客アップを図る。

### (1) 実施場所

元離宮二条城（京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541）内の、清流園、香雲亭及び城内の一般観覧者の観覧に支障をきたさない一般観覧区域

### (2) 実施期間

#### ア 挙式実施期間

令和2年度：令和2年4～5月、10～12月、令和3年3月

令和3年度：令和3年4～5月、10～12月、令和4年3月

令和4年度：令和4年4～5月

ただし、本市があらかじめ指定した日を除く。

#### イ フォトプラン実施期間

令和2年度：令和2年4月から令和3年3月までの月～金曜日（ただし、休日・祝日・休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は20日間（予備日を含む）を上限とする。

令和3年度：令和3年4月から令和4年3月までの月～金曜日（ただし、休日・祝日・休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は20日間（予備日を含む）を上限とする。

令和4年度：令和4年4月から令和4年5月までの月～金曜日（ただし、休日・祝日・休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は5日間（予備日を含む）を上限とする。

なお、一日で複数件の実施も可能とする。

#### ウ 見学相談会実施期間

令和2年度：令和2年4月～令和3年3月（ただし、休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は4日間を上限とする。

令和3年度：令和3年4月～令和4年3月（ただし、休城日は除く）で、本市が実施可能と判断した日とし、日数は4日間を上限とする。

### (3) 募集期間及び募集組数

#### ア 挙式

(ア) 募集期間：契約締結後速やかに募集を開始する（令和3年度及び4年度分を含む）。

(イ) 募集組数：各年度、本市の予算の範囲内で実施可能な組数とする。年度区分は、挙式日が属する年度とする。

イ フォトプラン

(ア) 募集期間：契約締結後速やかに募集を開始する（令和3年度及び4年度分を含む）

(イ) 募集組数：各年度に定めた実施日数を上限とし、募集組数は問わない。

(4) 実施内容

ア 挙式

国内外から二条城で挙式を希望する人を広く募集し、城内清流園等において、人前結婚式や記念撮影等を行う。

なお、事業者は委託事業に追加して、予め本市に提案し承諾を得たオプションプランを実施することができる。

イ フォトプラン

結婚式の前撮りやその他記念撮影として広く募集し、城内の指定された箇所にて記念撮影を行う。

ウ 見学相談会

二条城で挙式を希望する人を広く募集するため、城内清流園及び香雲亭内において見学相談会を実施することができる。

(5) 実施条件

ア 挙式は、人前結婚式とすること。

イ 挙式内容は、世界遺産・二条城にふさわしいものとし、日本の伝統文化や京都らしさを取り入れること。

ウ 城内では、飲食等を伴う披露宴等は実施できない。

### 3 委託料等

(1) 委託料

本業務に係る委託料は、各年度の予算額を上限とし、挙式1組当たりの金額を、挙式の実施後に支払う。

令和2年度予算額 29,333,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和3年度予算額 29,333,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和4年度予算額 9,777,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、本業務に係る予算が京都市会において議決が得られなかった場合は、契約を解除する可能性がある。その場合において、この契約を解除したために生じた損害の賠償については、本市は負担しない。

委託金額は、挙式費用（挙式に係る費用の総額をいう。）の金額に応じて階層を設け、複数提案することとする。

(2) 挙式費用及び基本プラン料金

挙式費用から基本プラン料金を差し引いた額を、挙式申込者から事業者が徴収するものとする。基本プラン料金については、事業者が挙式申込時に挙式申込者に納入案内し、挙式申込者が本市に納めることとする。挙式申込1組当たりの挙式費用及びウェディング基本プラ

ン料金の金額について、事業者が提案するものとし、それぞれ階層を設け、複数提案することとする。

ただし、いずれの場合も、挙式申込1組に係る基本プラン料金額から当該委託料を差し引いた額が12万円以上かつ基本プラン料金額から当該委託料を差し引いた額を当該委託料で除した値が22パーセント以上となるよう金額を設定することとする。

(3) オプションプラン料金

オプションプランとして、上記で定めた挙式費用に上乗せして、別のサービスを提供し、料金を徴収して事業者の収入とすることができるものとする。なお、その収入の一部について、挙式実施後、事業者が本市に納めることとし、その内容及び金額又は割合について、事業者が提案するものとする。※3案以上提案することとする。

(4) フォトプラン料金

フォトプランについては、実施後に、実施1件につき、あらかじめ定めた金額を事業者が本市に納入することとし、そのプランの金額、内容、内訳及び本市への納入金額について、事業者が提案するものとする。

ただし、本市の納入金額は1件4万5千円以上となるよう金額を設定することとする。

(5) 見学相談会開催料

見学相談会については、開催後に、実施1日につき、あらかじめ定めた金額を事業者が本市に納入することとし、その本市への納入金額、内容について、事業者が提案するものとする。

ただし、本市への納入金額は1日12万円以上とし、事業者が提案するものとする。

#### 4 委託業務

- (1) 事業の運営
- (2) 広報用印刷物の作成、配布及び在庫管理
- (3) 各種広報媒体による広報宣伝の企画及び実施
- (4) 問合せ窓口の開設及び対応
- (5) 挙式者・フォトプラン利用者、見学相談会参加者の募集、受付、選考及び連絡調整
- (6) 基本プラン料金の本市への納入案内
- (7) 関係業者及び団体等との連絡調整
- (8) 会場の設営、挙式又はフォトプラン撮影、見学相談会の実施及び運営
- (9) その他、本市が業務遂行上必要と認める事項